

須高地域

移動支援ガイドライン

(須坂市・小布施町・高山村)

【平成 30 年 4 月】

～はじめに～

須高地域自立支援協議会地域生活支援部会では、平成 28 年度に「市町村タイムケア事業」及び「移動支援事業」の実情把握をはじめ、各制度の適切な運用について関係機関・団体との意見交換会を開催させていただきました。

平成 29 年度に入り、前年度の検討を踏まえ、検討会を設置し、具体的な移動支援事業実施要綱の改正と適切な実施について検討を重ねてまいりました。そのなかで、移動支援事業の概要と具体的な運用について、「移動支援ガイドライン」(以下「本ガイドライン」)を作成することとなりました。

本ガイドラインは、移動支援事業の概要と適切な運用について標準的な考え方を示しております。本ガイドラインの前半は制度の説明とし、後半は、具体的な提供場面や運用について、代表的な質問を Q & A 形式で掲載しております。

本ガイドラインが、移動支援サービスを提供される事業者の方々はもとより、関係者の皆様に広くご利用いただき、適切な事業運営に資することができれば幸いです。

注意事項

- 1) 各項目の内容については、標準的な考え方を示したものです。
- 2) 法律・制度の改正や地域の状況などにより今後、見直される場合もあります。
- 3) 個々の事例に対する具体的な運用や支給決定については、各市町村福祉課へご相談ください。

須坂市健康福祉部福祉課
小布施町健康福祉課
高山村村民生活課
須高地域自立支援協議会地域生活支援部会
移動支援・日中一時支援検討会

目 次

1. 移動支援サービスの概要	1
2. 対象者・対象年齢	1
3. 実施方法	2
(1) 個別支援型	
(2) グループ支援型	
4. 外出の範囲	2
(1) 対象となる外出の範囲	
(2) 対象とならない外出の範囲	
5. サービス単価・利用者負担・サービス支給決定期間	3
6. 支給量	3
7. 主なサービス内容	4
8. サービス従業者の要件	4
(1) 個別支援従業者・グループ支援責任者の要件	
(2) グループ支援従業者の要件	
9. 利用方法	5
10. その他留意事項	5
11. 移動支援サービスに関するQ&A	6

1. 移動支援サービスの概要

屋外での移動に困難がある障がい児者（以下「障がい者等」）を対象に、地域での自立生活及び社会参加を促す際に、支援員を派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

2. 対象者・対象年齢

- ・須高地域3市町村に居住している者
- ・グループホームや入所施設を利用されている方で、須高3市町村から支給決定されている者
- ・小学1年生以上の児童生徒
- ・障害者総合支援法に規定されている他の障害福祉サービス（行動援護、同行援護、重度訪問介護等）を受給されている者は、対象になりません。
- ・「次の表中の障がい状態にある方」で、「障がいによって単独での移動が困難である方」が支給対象となります。

障がい種別	対象要件
身体障がい児・者	○視覚障害 身体障害者手帳を所持し、視覚障がいの障害程度等級が1級もしくは2級である方。 (※障害福祉サービス「同行援護」対象外の方) ○肢体障害 身体障害者手帳を所持し、肢体不自由の障害程度等級が1級もしくは2級である方。
知的障がい児・者	療育手帳を所持している方
精神障がい児・者	精神障害者保健福祉手帳を所持している方 自立支援医療（精神通院）をご利用の方
発達障がい児・者	精神障害者保健福祉手帳を所持している方 医師の診断により発達障がい等が認められる方 (診断書の提出が必要)
対象疾病（難病等）に罹患している者または児童	対象疾病に罹患していることがわかる証明書がある方 (※障害者手帳の所持は問いません)
その他、対象となる障がい児（18歳以下の児）	特別児童扶養手当に該当する児童生徒 特別支援学校（養護学校、盲ろう学校）に通学されている児童生徒 特別支援学級へ入級または通級されている児童生徒 各種証明書等で障がいの有無の判断できる児童生徒

3. 実施方法

サービス提供形態としては、(1)「個別支援型」と(2)「グループ支援型」の2種類の方法があります。

(1) 個別支援型

1名の障がい者等に対して、サービス従業者が「1対1 (マンツーマン)」での支援を行います。
※市町村長が特に必要と認める場合、2人体制での支援を認めることがあります。

(2) グループ支援型

- ・複数の障がい者等に対して、1人又は複数のサービス従業者で支援を行います。
- ・屋外のグループワーク、同一の目的地・同一イベントへ複数で参加するときの支援です。
- ・「障がい者等 対 サービス従業者」の比率は、「2対1」・「3対1」・「3対2」のいずれかとします。

4. 外出の範囲

(1) 対象となる外出の範囲

- ・「社会生活上必要な外出」、「余暇活動や社会参加のための外出」が移動支援の対象となります。
主な内容は下表のとおりです。
- ・原則として、1日の範囲内(8時間以内)で用務を終えることが可能なものが対象となります。

主な外出内容	具体例
文化施設等の利用	美術鑑賞、映画鑑賞、各種コンサートへの外出等
体育施設等の利用	体育館や競技場でのスポーツ活動等
観光施設等の利用	動物園、水族館等への見学や外出等
本人同伴の買い物	本人同伴による商店、デパート等での買い物等
理容・美容・着付け	理・美容院の利用等
冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事等の参加
金融機関の利用	銀行、郵便局等の諸手続き
各種行事・イベントやサークルへの参加	各種研修・サークル・講座・会合の参加、余暇イベントへの参加等

※各施設やプール、各種行事などを単独で利用または参加する上で「年齢制限」等の条件が設けられている場合、利用者自身はその条件をクリアしていなければ、移動支援の対象とはなりません。

※上記以外の「個々の外出内容」については、各市町村福祉課にご相談ください。

(2) 対象とならない外出の範囲

- ・「通年かつ長期にわたる外出」、「経済的活動に係る外出」、「本制度を利用することが適切ではない外出」等です。主な内容は下表のとおりです。
- ・障害福祉サービスの「居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）」、「行動援護」、「同行援護」、「重度訪問介護」の支援対象となるものは、当該障害福祉サービスの利用が優先となります。

対象とならない外出内容	具体例
通年かつ長期にわたる外出	通勤、通学、通所、通園、学童保育等への送迎等
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
本制度を利用することが適切ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動、飲酒・ギャンブル等個人の嗜好の場への付添い、公序良俗に反する外出、家族等の休養のための「預かり」
他の障害福祉サービス等で行われるべき外出や通院 ※「居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）」、「行動援護」、「同行援護」、「重度訪問介護」等	医療機関の定期受診、官公署庁等に関わる諸手続き・相談の付添い、サービス事業所の相談・見学、障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談支援事業所の相談、グループホームまたは施設入所利用者の通院、短期入所施設への送迎等
市町村長が適切ではないと判断した外出	

5. サービス単価・利用者負担・サービス支給決定期間

個別支援型	30分当たり 1000円
グループ支援型	30分当たり 500円（利用者1名分）

- ・実際の提供時間に応じた料金から該当する利用者負担額を差し引いた金額が事業者へ支払われます。
- ・移動支援にかかる利用者負担割合については、利用者の属する世帯の所得状況によって、次のとおりとなります。

属する世帯の所得状況	生活保護受給世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯
利用者負担割合	無料	無料	5%

- ・サービス利用中に発生する利用者が負担すべき「実費費用」については、別途負担することになります。
例）本人の飲食代。交通費、イベント等参加に必要な費用（支援員分を含む）等。
- ・サービス支給決定期間は「1年間」になります。ただし、支給開始時期は各市町村で異なります。各市町村福祉課にご確認ください。

6. 支給量

- ・1ヶ月に支給される基準支給量は「30時間」になります。
- ・支給量については、個々の利用内容について確認しながら適切に利用できるように検討します。

7. 主なサービス内容

- ・外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。
- ・移動に伴う支援・介助（安全確認・安全確保のための支援、乗降介助、公共交通機関の利用補助等）
- ・外出中・外出先での必要な支援・介助（排せつ介助、食事介助、更衣介助、入浴時に必要な介助等）
- ・外出時のコミュニケーション支援（代筆・代読等）

8. サービス従業者の要件

- ・移動支援サービス従業者は、障がい者の福祉に知識と理解を有し、移動支援サービスを安全かつ円滑に行うことができ、以下の資格要件を満たしている必要があります。

支援の種類	従業者	資格要件
個別支援型	全員	障害福祉分野で直接支援年数が3年以上又は福祉専門職（資格所有者又は研修修了者）
グループ支援型	責任者 （グループ支援従業者中1名）	
	その他	障害福祉分野で直接支援年数が1年以上

- ・上の表で定める「資格要件」については次のとおりです。障害種別ごとに従業者の必要な資格が異なります。

(1) 個別支援従業者・グループ支援責任者（グループ支援従業者中1名）に必要な資格要件

資格要件	対象者	肢体	視覚	知的	発達	精神	対象疾病
		障がい児者	障がい児者	障がい児者	障がい児者	障がい児者	罹患児者
介護福祉士		○		○	○	○	○
介護職員実務者研修		○		○	○	○	○
介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級以上)		○		○	○	○	○
障害居宅介護初任者研修		○		○	○	○	○
障害居宅介護基礎研修				○	○	○	
強度行動障害従業者養成研修				○	○	○	
行動援護従業者養成研修				○	○	○	
重度訪問介護従業者養成研修		○		○	○	○	○
同行援護従業者養成研修			○				
看護師（保健師）		○		○	○	○	○
保育士 ※18歳以下の児に限る		○		○	○		
障がい児者の直接支援に従事した年数が3年以上		○		○	○	○	○

(2) グループ支援従業者（責任者を除く）に必要な資格要件

- ・障がい児者の直接支援に従事した年数が1年以上

9. 利用方法・請求

- ・「受給者証」は、サービス提供前に本人又は家族より提示いただき、支給決定時間等を確認してください。
- ・サービス提供後は「サービス利用確認表」に必要事項を記入し「提供者印」を押印後、「本人確認印」をもらいます。サービス利用日当日にもらうようにしてください。
- ・サービスを提供した月の翌月 10 日までに、各市町村福祉課へ必要書類を提出し、請求してください。

10. その他留意事項

- ・移動支援は、常時支援が出来る状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先において支援員が付き添っていない時間や支援員が一人で運転手をかねて自動車等で移動している時間は算定の対象外となります。

11. 移動支援サービスに関するQ & A

Q1 移動支援と一緒に、障害者総合支援法のサービスも利用できますか。

A 障害者総合支援法の「居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」の介護給付費の対象者になる方は、同時に移動支援サービスは利用（受給）できません。

Q2 グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホームに入居している間も移動支援サービスの利用は可能です。
ただし、通院の介助については、基本的にグループホームの日常生活上の支援の一環として、当該グループホーム事業所が対応することになります。

Q3 移動支援で通院時の介助はできますか。又、院内での介助はどのようになりますか。

A 定期通院時の介助は「居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）」の対象となるので、移動支援サービスの利用はできません。また、院内での介助についても同様に利用できません。

（補足）

院内での介助については、基本的には院内スタッフによって対応されるべきものとなりますが、諸事情により院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障がい状況によって介助が必要であれば「居宅介護」の対象になります。しかし、その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいる時間などは算定できません。

Q4 入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

A 入退院時に移動支援サービスを利用することはできません。

Q5 施設入所中（障害者総合支援法及び介護保険に基づく入所施設等）の者が一時帰宅をした際、移動支援を利用することは可能ですか。

A 施設入所中の方は、市町村が特に必要と認める場合において、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、移動支援サービスを利用することができます。

【参考資料：厚生労働省平成19年3月23日障発0323002号「介護給付費等の支給決定等について」第四-3（4）】

Q6 県外へ行く場合であっても、移動支援サービスを利用することはできますか。

A 1日の中で8時間以内で用務を終えるものであれば、県外へ行く場合も移動支援サービスの利用は可能です。

Q7 事業者もしくはヘルパーが所有する車を用いて、移動支援を実施することはできますか。

A 事業所もしくはヘルパーが所有する車を使用し、ヘルパーが運転手を兼ねる場合または運転手とヘルパーが別であって、乗車中にヘルパーが特に必要な支援がなく同乗している場合は介助が行われている状態とはみなせないため、運転もしくは同乗している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなります。

【例】 10：00～13：00 までの支援の場合

10：00～10：30	外出のための準備及び車両への乗車介助
10：30～11：00	運転中（※ 算定対象外）
11：00～12：00	降車介助、目的地での介助、乗車介助
12：00～12：30	運転中（※ 算定対象外）
12：30～13：00	降車介助及び更衣介助

上記の例においては、実際にヘルパーが同行した時間は「3時間」ですが、そのうち「1時間」は運転中で、介助を行っている状態とはみなせないため算定対象外となります。したがって、算定できる時間数は「2時間」となります。

Q8 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

- A 複数の目的地に行くことは可能です。ただし、一連の外出の中で、移動支援サービスの対象としない時間（移動時の運転時間など）は、当該移動支援全体の時間数からその時間数を控除してください。

Q9 学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか。

- A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象にはなりません。

Q10 外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか。

- A ヘルパーが食事をしている間は、常時支援が行われている状態とはいえませんが、原則として移動支援の算定対象には含まれません。ただし、食事中に何かしらの支援や見守り、その他行動上で配慮や支援が必要な場合は、算定は可能です。

Q11 スーパー銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いのでしょうか。

- A 公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。

Q12 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

- A 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援や見守りを行った場合となります。したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となります。

Q13 移動支援の対象とならない外出の範囲にある『通年かつ長期にわたる外出』に該当するものはどんなものがありますか。

- A 『通年かつ長期にわたる外出』は、年間を通し、日々継続して必要となるような外出を想定しています。例えば、通勤、通学、通所、通園、学童保育への送迎等が該当します。ただし、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日になっている外出や定期的となっている外出（買い物や映画、サークル活動等）を制限するものではありません。また、通学等については「将来の自立または一時的な訓練」を目的として、期限を区切った利用が例外的に対象になる場合があります。

Q14 短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

- A 短期入所の利用に当たっては、障がいの程度等により、自ら入所することが困難な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価が行われているため、原則、当該事業所が対応することになります。したがって、短期入所の送迎については、移動支援を利用することができません。ただし、送迎を行っていない事業所もあります。その場合は、家族の送迎や民間タクシーの利用などを別途検討してください。

Q15 グループ支援による利用申込があった場合は、必ずサービス提供しなければなりませんか。

- A グループ支援型は、複数の利用者に対して同時支援を行うため、個別支援型よりも高度な支援能力が求められます。また、利用者が突然路上に飛び出す恐れがある場合など、障がいの特性によってはグループ支援になじまないこともあります。したがって、グループ支援型の提供については、事業者が適切なサービス提供が可能と判断した場合のみ実施してください。

Q16 出発地が異なる場合でも、グループ支援はできますか。

- A それぞれの利用者の出発地が異なっても、グループ支援型の利用は可能です。

Q17 個別支援型によって待ち合わせ場所まで移動し、待ち合わせ場所からはグループ支援型によるサービス提供は可能ですか。

A 1日の支援内容の中で、個別支援型の場面と、グループ支援型の場面がある場合は、それぞれの時間を算定いただいてかまいません。

Q18 グループ支援型で一方の利用者がキャンセルした場合、事業者の報酬はどうなりますか。

A グループ支援において、一方の利用者のキャンセルにより結果として個別支援を行った場合は、利用者の同意を得た上で、個別支援型の報酬を算定しても差し支えありません。ただし、あらかじめ「個別支援型」の支給決定を受けていることが必要です。
グループ支援型は、一方の利用者の外出準備に予定より時間を要したり、急なキャンセルなどもあり得ることから、トラブルが発生しないよう、あらかじめ十分に利用者に説明しておく必要があります。